

日本のムラ

—その固有の要素と普遍性—

玉 真之介*

はじめに

本稿で〈ムラ〉とは、近世に起源を持つ農村の集落における人間関係のことである。それは一般に家の連合と表現され、そのムラの連合が町村を構成し、町村の連合が郡を構成するという重層的な関係の単位として存在する。一方、「固有の要素」とは、言うまでもなく「日本のなもの」であるが、それはある意味で「宿命なもの」と言えるかもしれない。さらに「普遍性」については諸外国との「共通性」が問題となるだろうが、本稿では、いまそれが在る時代と場所における「肯定的意味合い」として使用したい。

「普遍性」をこのように限定するのは、私が欧米やアジアの農村に精通していないからである。しかしそれと共に、「普遍性」を拠り所とした理論や法則に対する苦々しい思いもある。それらは、農林業を営みながら暮らしている人たちの思いや心情と共感するところがあったのだろうか。そんな思いとは無関係に理論や法則は鉄の論理で貫徹していくと考えたのは、社会科学の思い上がりではなかったのか。人間の未来は定まっているわけではなく、何に対して価値を見出すかという主体性によって異なってくるのではないのか。

もう一点、1990年代に真に問われていたのは何だったのか。輸出産業優先の自由化。輸出国主導のGATT交渉やWTO体制。構造政策。食料自給率。それらも確かに重要な問題ではあったであろう。しかし、不良債権、住専問題、護送船団方式、問題先送り、族議員、天下り、補助金、公共事業、等々の単語が踊ったこの10年は、行政主導の国家システムがいよいよ機能不全となった時期と言えるだろう(註1)。だから、農業・農村、さらに農協については、この国家システムに構造化されてきたことの問題がもっと厳しく問われるべきだったのではないか。無関係とは決して言えない農業経済学も含めて。

本稿では、この2つの〈思い〉から日本のムラを考えてみたい。すると関心は、これまで議論されてきたムラの生産にかかわる「機能」よりも、生活にかかわる「関係」に向かっていく。というのも、市場経済の止揚を目

指した社会主義の失敗、近代科学に依拠した産業化による地球環境の破壊、これらは20世紀の教訓だろう。一方、際限のない人間の欲望を土壌とした凄まじい市場経済の進展と、それによる国民国家のさらなる相対化が21世紀に展望されている。この教訓と展望を前にして、私たちは結局のところ自らの良識や良心、死生観に依拠して生きて行くしかないことを思い知らされつつある(「ピノキオ問題」(註2))。それは、私たちの良識や良心、死生観を育む土壌である「風土」や「文化」の再評価を要求する。ムラへの新たなまなざしも、そうしたところにあると考えられる。

そこでまずは、これまでのムラに対する見方を振り返るところから議論をはじめよう。

1. ムラはどのように論じられてきたか

1) 「解体」されるべきムラ

戦後のムラ論は、農地改革の評価で始まる。1950年代はじめ、農地改革は「地主的」「欺瞞的」と、全く否定的に評価されていた(註3)。その根拠の1つがムラだったのである。たとえば、「農地改革の評価に関する理論の前進に貢献することを目的」とした近藤康男編著『むらの構造』(近藤編 [23])では、「『むら』というものは、本源的に地主的なヒエラルヒー」であるとされ、「ここに集めた二十二例は、かなりなバライティを含んでいるが、このうち、地主的秩序としての『むら』が全く崩れ去った例はほとんどない」(同:はしがき)と総括されていた。

日本のムラは「封建的」「前近代的」で、「民主化」に対する最大の障害と頭から信じられていた。その背景には、封建制の解体とともに農業も資本主義の関係へ分解するのが「本来」の「正常」な発展だとする粗野な理論が、レーニンの権威と一体化して存在した(玉 [48])。小農の存続は、ひとえに土地改革の不徹底と考えられていた。だから、1955年の日本共産党の路線転換で「欺瞞的農地改革」論が雲散霧消すると、議論の焦点は直ちに農民層分解へと移行した。以後、マルクス経済学の分野では、「両極分解」を検証する研究が「農民層分解論」として華々しく展開される。農地改革の評価が何故あのような錯誤に陥ったのかについての学問的反省は、結局なされなかったのである(註4)。

* 岩手大学

農業経済学の議論が農民層分解に移って、ムラの議論は村落社会研究会が中心となる。ただし、そこでの議論も1964年、1965年と2年続けて大会共通課題は『『むら』の解体』であった(中野〔32〕)。ムラは解体すべきもの、という命題はとにかく強烈だった。ムラ研究の草分けで「自然村」の概念で有名な鈴木栄太郎は、ムラの解体を見込んで研究を都市社会学へ移し、村落社会研究会に対しては改称を提案していたのである(〔同〕:258)。

2) ムラ再評価論の登場

「1970年代は、環境主義が始まったという意味で人類史上画期的な時期」(村上〔31〕:58)である。ムラ再評価論の登場もそうした地殻変動の一部であった。中でも『村落組織と農協』(守田〔28〕)で早くもムラに注目していた守田志郎は、つづく『部落』(守田〔29〕)で大塚久雄の共同体論を「日本」がふっ飛んでしまっている(〔同〕:10)と批判し、さらに内山政照等との座談会では「少なくとも日本に関する限り、“むら”を分解して西欧的に市民社会を形成して云々、という発展の過程というものは、ないのではないか」(内山ほか〔60〕:123)と述べた。

ここに示されるように、この時期に登場するムラ再評価論のモチーフは、ヨーロッパをモデルとした市民社会形成論への懐疑にあった。守田はそれを「いったい市民を自称するわれわれは自身は何なのだろうか」(守田〔29〕:80)と表現している。そして、ムラについては、「小農制における小農の生産と生活・経済—これを守っていくものだ」(守田〔30〕:200)と性格づけたのであった。

しかし、この守田の議論は社会にはインパクトを与えても、農業経済学会には歯牙にもかけられなかった。このギャップは「パラダイム」の概念で説明できる。1つのパラダイムに依拠する「通常科学」は、問題の立て方と答え方を共有する研究者共同体によって担われている。基本法農政の下で、国家プロジェクトとしての農業近代化に取り組んでいた農業経済学に、守田の「循環」といった議論は理解不能であった(註5)。同様に、安達〔1〕、川本〔17〕、乗本〔36〕、西山〔33〕などのムラ再評価論も、社会的には読者を得たが、学会に対する影響は乏しかった。

その中で日本の伝統的な水利組織に着目して、ムラ再評価論の「通常科学」への接合を試みたのが玉城哲であった。玉城はムラ再評価論を評価しつつも、共同体論一般を拒否して「日本のむら」にこだわる姿勢を、「その思想的意味を自覚し、理論として一般化するという点では、きわめて不十分であった」とする(玉城〔55〕:249~250)。そして、自らは「一種の水利共同体」というムラの性格に依拠して、「農業生産力の発展」という「通常科学」の土俵にムラ論を引き揚げた。すなわち、稲作は連帯して灌漑条件を改善する共同性なしには所得増大

という私的利益の追求ができないから、「部落は農民の生産力形成を実現する場として、…農業進歩をおしすすめる活力を蔵していた」(玉城〔55〕:38)という評価である。そこから、「地域的な水制御が農業成立の基本的前提となっている」「アジアの灌漑農業」一般においても、農業発展は「村落に新しい生命力・活力を吹きこむことを基礎にしなければならない」(〔同〕)という「非西欧モデル」が打ち出されたのであった。

しかし、この構想には問題があった。1つは、アジアの村落に日本のような生産における連帯や共同があまり見いだせない点であり(〔同〕:38)。他の1つは、玉城自身がムラを「日本農業発展の母体」として確信が持たないでいたことである(〔同〕:46)。玉城が「風土」の違いを重視して、西欧をモデルとした発展段階論からの脱却を目指した点は十分に評価すべきである。しかし、〈西欧—非西欧〉という区別や、ムラを「相容れることのない二つの原理が共存」する「二重性」として(近代—伝統)を対立させる見方は(玉城〔55〕:34~35)、やはり近代の西欧中心の思考様式に他ならなかった。その結果、生産の共同性に注目すればするほどムラは崩壊過程と理解されざるを得なかったのである。

3) ムラの機能とその利用

その意味で、この時期の農業経済学においてもっとも成功したムラ論は、斎藤仁の「自治村落論」であった。その成功の鍵は、ムラの機能に議論を集中させたところにある。斎藤は守田と同様に、ムラを小農の商品経済への適応力の弱さを生産と生活の両面で補う共同関係と把握した。すると、大内力に依拠して現代に小農が存続する根拠を了解している斎藤にとって、小農と共にムラが存続するのも当然である。問題は、むしろ日本のムラの司法、立法、行政、財政、財産などに関する「自治村落」的な機能が、ムラを取り巻く経済・社会環境の変化に際してどのように自己主張したか、だったのである(斎藤〔41〕)。

こうして斎藤は、農協の組織基盤や小作争議の発生単位、あるいは土地政策や農地改革に対して「自治村落」の観点から独自の考察を加えていった(斎藤〔41〕)。それは何でも「地主制」で説かれてきた日本農業史よりもはるかに説得的で評価を得ていった。斎藤の議論は歴史分析が中心で、農協の組織論を除いては、現状に対する積極的な発言はなかった。しかし、小農の生産と生活に果たしているムラの機能に光を当てた斎藤の研究は、ムラを「封建的」「前近代的」とする議論のイデオロギー性をあぶり出したのである(註6)。

この時期、農政もまたムラの機能に着目する。1977年の地域農政特別対策事業は、「農業集落ごとの農業者の自主的な話し合いによって」「農用地の賃貸借等の促進を図る」農用地管理事業を組み込んでいた(坂本〔43〕:344)。1980年の農用地利用増進法には「農用地利用改

善団体」の規定が設けられ、いわゆる「集落営農」が明確にされた(宮崎 [27: 193~194])。農政審議会答申「80年代農政の基本方向」(1982年)では、「中核農家のみならず、兼業農家、非農家を含めた地域住民全体の生産、生活両面にわたる自主的な話し合い活動を支援し、農村社会が保持してきたコミュニティ機能の継承、発展を図る」(第6章)ことが謳われた。

その後、1986年の農政審答申「21世紀へ向けての農政の基本方向」によって「農山村地域の活性化」が農業構造改善と並ぶ農政の柱に引き上げられ、1992年の「新しい食料・農業・農村政策の方向」を経て1999年の食料・農業・農村基本法における第5条「農村の振興」に至る。その過程で、当初は「土地利用調整」に焦点が注がれたムラの機能も、中山間地問題や国土保全へと活用範囲が拡張されていった。またこの間、米の転作割当における最終的な受け皿としてムラが利用されてきたことも見逃せないだろう。

4) ムラ論の現段階

こうして、地域営農集団や集落農場制、グリーンツーリズムや環境保全など、ムラに言及する議論は増加してきている。それはムラに対する見方の変化を意味するのか。

「否定といっても、その内容は多様である。部落がすでにその機能を完全にそう失っている、という意味での否定の仕方もある。部落を組織的にも機能的にも廃絶していかなくてはならない、とする否定もある。部落を生産組織としての新しいものに再編成しなくてはならないといった提案風の否定もある。部落に、近代的な市民の自治体としての性格を付与しなくてはならない、という提案風の否定もある。」(守田 [29: 7])。

この30年前のムラ論の状況と比較して、事態は変化したのだろうか(註7)。①とにかく欧米のように「自立した個人」による「市民社会」を作らねばならないという強迫観念、②「安全な食品の安定的供給。これが本来の農業の役割だ」(梶井 [13: 192])という「役割」論。この2つの問題の立て方が変わらない限り、農業経済学におけるムラ論は決して変わらない。「市民」を語る人は、自分をどう考えているのか。「本来の農業」は、農村に暮らす人たちの生活の1手段であって、「食料の安定供給」とは国家が農業に押し付けた「役割」ではないのか(玉 [47])。

そこで次は、この2点を念頭において、日本のムラの固有の要素を考えてみよう。

2. 日本のムラ：その固有の要素

1) 共同体と文化

「自立した個人」の物語は、大塚久雄の『共同体の基礎理論』(大塚 [37])に普遍法則として描かれている。大塚は、共同体の物質的基盤を土地に求め、その所有形

態をアジア的、古典古代的、ゲルマン的という、共同体に「固有の二元性」である「共有」・「私有」の「内的矛盾」の発展に対応した3段階に指定した。そして、最後に共同体の構成をまったく欠いた「私有」のみの段階として資本主義を位置づけ、資本主義の前後で「世界史はある意味で大きく二つに分けることができる」(〔同: 3])としたのである。

この資本主義による「私有の完成」が「自立した個人」の基礎でもある。なぜなら、「共同体」は「何らかの非合理的、伝統主義的性格の『経済外的強制』」や「共同態規制」(〔同: 38])によって個人の自由を束縛していたから、その否定による「自己の完全な私有」こそ自分の行動を排他的に決定できる「自立した個人」の保証となる。こうして、大塚によって、共同体は「自立した個人」の対立物として「経済理論」的に指定されたのである。

この大塚理論に対して、民族文化という観点から批判を加えたのが有賀喜左衛門である。すなわち、アジアの形態の次に、どうして民族も文化も違う古典古代的形態が来るのか。同様に、どうして古典古代がゲルマンの形態になるのか。最終段階が西欧社会ということは、各民族の個性的な文化の否定にならないか。こうした一元的發展段階論を、自然科学に倣って普遍的法則にすることは、西欧社会が世界で至上のものであるという偏見を無批判に受け入れることにならないか(有賀・中野 [4: 9~11])。資本主義経済の発生は、個人信仰を根底とするキリスト教という文化的基盤との関連で理解すべきではないか。共同体はその民族の全体社会によって性格づけられているのだから、共同体だけを抽象してみても、その理解はできないのではないか(有賀・中野 [4: 117~120])。

有賀が言うように、今ではイギリスにおける個人主義や核家族が近代に始まるものではなく近代以前からの文化的伝統であったことが知られている(註8)。また、「市民」もヨーロッパに固有の中世自治都市に起源を持つ概念であって、共同体の解体とセットにできるものではない(今枝 [11: 第6章])。また、近代科学の「普遍性」や「真理」への執着には、神を唯一絶対とするキリスト教文化が無視できない(池田 [7: 23~24])。いずれにしても、文化と一体の生活世界に一切触れず、土地所有と生産力の発展だけを抽象して考えられた大塚の「共同体論」からは、「封建的」「前近代的」以外に何も出てこない。

それだけではない。個人主義の文化的伝統がない日本において、自己の「私有」に個人主義を重ねた帰結こそ、「自分の勝手」という他者に対して身を閉ざす今日の「人間関係の個別化」ではないのか(鷲田 [63])。ムラもまた日本社会の一部だから、今日の農村における人間関係が個別化しているのも当然だろう(松岡 [26])。そ

れでも、「部落は部落の生活を基準にした一つの文化を持っている」(きだ [20: 25])と きだみのるは述べる。

こうして、私たちはムラを論じるためにはどうしても、日本の文化という領域へ勇気を奮って足を踏み入れねばならないのである。

2) 日本の風土とムラ

日本の文化にこだわった有賀喜左衛門は、ムラを家の「生活保障」を補う関係と捉える。日本においては時々の政治的・経済的・社会的条件は変わっても、結局、「家は生活保障の最後の保塁としての機能」(有賀 [3: 50])を担ってきた。しかし、農村には「遠くの親類より、近くの他人」という言葉があって、「家の生活を支えるものは、家を越えた仕組みであること」(同: 49))をムラの人は知っている。「ムラの人々は家の生産や生活能力の限界を知っている」(同: 50))からである。この「知っている」という言葉は重い。

「震災では『強い者が勝つ』という社会のしくみが赤裸々にあらわれました」(阪神復興支援NPO編 [5: 24])。その時「町内のありがたみが身にしみてくる」(同: 11))。これは阪神大震災の被災者の声である。また、都市防災の専門家河田恵昭は、阪神・淡路大震災の教訓として、「災害が「起こること」を前提にして『防災』よりも『減災』に主力を置くこと」(河田 [15: 221])を提言している。資本主義の富と権力によって守られた大都市では、大震災ではじめて「遠くの親類より、近くの他人」という格言が身に沁みたのであった。

しかし、自然に曝された農村では、毎年数回も襲来する台風をはじめ、病虫害や異常気象など、天災とは背中合わせの暮らしである。そうした頻繁な天災という日本の風土こそ、実は日本人の自然観の根底を形作ってきたと物理学者の寺田寅彦は言う。「地震や風水の災禍の頻繁でしかも全く予測し難い国土に住むものにとって天然の無常は遠い遠い祖先からの遺伝的記憶となって五臓六腑に浸み渡っている」(寺田 [57: 25])。仏教が日本に定着したのも、「仏教の根底にある無常観が日本人のおのづからな自然観と調和した」(同: 24))からであろう。

日本の自然はきわめて多様かつ豊かであるが、「大自然は慈母であると同時に厳父である」(同: 16))。寺田は、地震も台風も知らないヨーロッパで「自然を恐れることなしに自然を克服しようとする科学の発達」が見られたのに対し、「厳父の厳罰のきびしさ恐ろしさが身に沁みて、その禁制に背き逆らふことの不利をよく心得ている」日本では、「自然の十分な恩恵を甘受すると同時に自然に対する反逆を断念し、自然に順応する為の経験的知識を集積し蓄積することをつとめて来た」(同: 17))という。中でも「農業者は又あらゆる職業の中でも最も多く自然の季節的推移に関心をもち、自然の異常現象を恐れるものである」(同: 23))と(註9)。

こうした自然と向き合ったムラの暮らしに蓄積された生活感覚が「知っている」なのだろう。「お互いさま」、「派閥は対立してもムラは割らない」、「ムラ八分でも二分は残す」、そうしたムラの日々のつきあいや行動には災害の発生が前提にされているのだろう。そして、この天災が頻発する風土ゆえの「生活保障」の関係が延長されたところに農業生産における連帯や共同もあると見るべきではないか。人は生活のために働くのであって、生産が生活の先にあるわけではない。その意味で、農業生産の共同性からムラを説こうとした議論は、生産が生活よりも優先された時代の産物と言えるのかもしれない。

さらに、「生活保障」はムラが果たす機能であるが、それはムラの人たちの関係が作り出すものであることを忘れてはならない。有賀も、家やムラは常にその時代の政治的・経済的・社会的条件に規定されることを強調している。つまり、社会保障、兼業の増加、保険の普及などによりその関係が弛緩することもあるし、自然災害や農業恐慌をきっかけに甦ることもある。電気製品の機能のように時代と共に古くなり壊れると決まっているわけではなく、それはそこに生活する人たちの生き方しだいなのである(註10)。

3) 総力戦体制とムラ

有賀がもう一つ重視したのは、権力に対するムラの「自衛集団」という機能である。「村落はいつの時代でもその時期の政治体制に把握されそれに対応せねばならない条件にあったし、その条件において自衛の集団としての自治規制をもつことが必要であった」(有賀 [2: 75])。しかし、ムラにとって権力は、歴史的に天災と変わるところがなかった。だから、「自然の命令に従順に服従することによってその厳罰を免れその恩恵を享有するやうに努力」(寺田 [57: 23])するという農業者の自然への対応は、権力への対応でもあった。

悪化する戦局の下で、1943年産米に対して採用された「部落供出制度」は、ムラと権力との関係を端的に示している。これは「五人組等による封建貢租の収取方法に類似したやり方」(加用 [19: 100])で、市町村は部落に責任供出量を割当、個人別割当は部落に任せた。この結果、1942年に97.4%であった供出進捗率はこの年101.7%に、翌1944年も100.1%となって、「当時の戦時下の農政にとってやはり成功だった」(綿谷 [64: 148])のである。これは部落内で、責任ある家、名望家の家、多少の余裕のある家が、生活に窮している家の分まで負担するという調整がなされた結果と考えるしかない。

一方、なりふり構わぬやり方は、権力が窮地にあることの証でもあった。だから供出超過分の部落管理の容認や供出奨励金など、ムラは権力からの反対給付も確実に獲得していた。ムラは強化した権力に刃向かうのではなく、従順に服従することによって食管制度を機能させ、

後の転作割当消化と同様に権力を食管から足抜けできなくさせたのである。

この総力戦期は大蔵支配をはじめ 1990 年代に機能不全が明瞭となる行政主導の国家システムが原型を形作った時期でもあった(山之内ほか [65], 野口 [35])。それは、国家的見地に立って国の資金、物資、人的資源を戦争に総動員する体制である。そのプランニングは「最も優秀な」官僚が担い、産業間の利害調整は省庁間で縦割りの整理・統合によってなされた。そうした強制的画一化と機能的組織化による行政主導の体制が戦後改革を経過した後も、「公共の利益」の名で重厚長大な産業を最優先する体制として、業界利益を代表する族議員を取り込んで引き継がれてきているのである。

そして、食糧確保が絶対条件であった総力戦の下で、農業は財政的にも制度的にも国家から史上最高の特別待遇を得た。同様に、農協の前身となる農業会も、農業に係わる資材、物流、金融、保険などに独占的地位を保証されただけでなく、ムラを下部組織に組み込むことで盤石の基盤を得たのである。ただしその代わりに、農業は兵士や軍需産業へ人的資源を供給しつつ食糧を増産し、自給を達成するという「役割」を負わされた。この時に「国家の特別待遇」と「農業構造改善」・「食糧自給」がワンセットのパラダイムとなったのである。当時の「適正規模論」も、その具体化である満洲分村移民も、このパラダイムによる問題の立て方と解答であった(註 11)。

戦後になると、食糧危機の緩和と共に矢印は逆転して、「構造改善」・「食糧自給」が国家に対する農業への特別待遇要求の根拠となる。1961 年の農業基本法は、高度成長による労働力需給の逼迫というタイミングを捉えた「通常科学」の勝利であった。それにより行政主導の国家システムの下で、農業に対する国家の財政的、制度的な特別待遇は法的根拠を得たのである。その意味で、新基本法をめぐって農水省、農業団体、農業経済学会が丸となって「食料自給率」を問題にしたのは、1990 年代に行政主導の国家システムが崩れていくことへの共通の危機感からであったと言えるだろう(玉 [53])。

しかし、戦時の適正規模論がそうであったように、このパラダイムにおいては「総生産量が問題であって、個々の農家の経済状態は第二義」(近藤 [22])であった(玉 [49])。生産が生活に優先するのである。つまり「安全な食品の安定的供給」という「役割」を果たしてこそ、国家に特別待遇を要求できるのであり、個々の農家の問題は「付随的」なのである。誤解のないように言うが、国家に特別待遇を要求することが間違いだといっているのではない。食管であれ、補助金であれ、その功罪が問われているときに、根拠としての戦時パラダイムを問い直すことなしに、ひたすら「総生産量」を議論することを問題にしているのである(註 12)。

重要な点は、総力戦体制以来の権力と学者による笛太

鼓にもかかわらず、ムラは分村移民や構造改善に刃向かうこともせず、しかし踊りもしなかったという事実である(註 13)。そこにはおそらく、「自立した個人」の物語にも、戦時パラダイムにも欠落していた生活優先の論理がある。そうした論理を持ったムラは普遍性を持ち得るのか。それを考えるためには、行政主導の国家システムが崩れつつある今という時代を問題にせねばならない。

3. 日本のムラ：その普遍性

1) グローバリゼーションという時代

20 世紀は重厚長大な産業が国力・軍事力を左右した時代であった。そうした産業の原料とエネルギーは有限の地下資源だったから、その独占的確保を目指す植民地争奪戦が展開され、2 度の世界大戦も引き起こされた。ただし、それは 19 世紀の「帝国の時代」の延長である。その意味で 20 世紀の最大の特徴は、大恐慌によって市場の権威が地に落ち、総力戦下に社会主義ソ連はもちろん資本主義国においても、国家による経済管理が権威をもって確立したことである。行政主導の国家システムは、日本だけの現象ではない(山之内 [66])。だからこそ、今日のグローバリゼーションは「国家権威の衰退」、すなわち「国家—市場間のパワーバランスの逆転」(ストレンジ [45: 18])と特徴づけられるのである。

このパワーバランス逆転の基底には、技術革新の加速化による産業構造の変化がある。巨大で独占的な重化学工業だからこそ、「総生産量」を重視する国家の画一的、硬直的な計画や管理も機能し得た。また、農業などの非独占部門との不均衡も、生産費を基準とした価格管理によって調整をはかることができた。内外価格差や恒常的なインフレという代償を伴ってはいたが、しかし、劇的に進む交通通信技術の発達によって世界の金融ネットワークが緊密かつ巨大化しただけでなく、製造業も国境を超えた世界規模での活動が一般化した。その過程で、国内の物価体系は為替相場や輸入品によって打ち壊され、あれだけ日常的であったインフレも終息してしまったのである(玉 [54])。

国家の経済管理は、こうした国境を超えた金融・経済と、サミット、G7、WTO など外からの制約によって自律性を喪失しつつある。しかし、わが国における「国家権威の衰退」は、むしろ産業優先の、縦割りの、政治と行政が癒着した、止まらない公共事業に象徴される行政主導システムの機能不全によって加速されている。それが市場原理主義に格好の攻撃材料と論拠を与えている。食管制度に代表されるように農業・農協も行政主導システムに構造化されてきただけに、市場原理主義の攻撃目標にされ、輸入農産物の激増による農産物価格下落の打撃をもちに受け、今や昭和農業恐慌に匹敵するデフレに呻吟しているのである。

しかし、グローバリゼーションをこうした「市場の復

権」のみで特徴づけることは、一面的である。それが「本質的かつ内在的に個別主義を推進」し、「グローバルに多様性を推進する」(ロバートソン [39: 5]) という側面を軽視してはならないだろう。とりわけ、工業化と共に確立された〈中央と地方〉、〈都市と農村〉という上下関係のゆらぎが重要である。ホブズボームも交通通信技術の発達によって「都市の農村にたいする文化的優越性は事実上なくなってしまった」(ホブズボーム [6: 21]) と述べている。今や情報発信に中央も地方もなく、それぞれの個性が競われる時代となっている。

それは情報格差の縮小だけではない。工業化と物質文明の先端として君臨していた中央や都市が、環境問題を背景とした「自然との共生」志向の前にその加害者性を問われている結果でもある。グローバリゼーションによる世界の圧縮の中で、この環境志向は自然環境や生物世界の本来的な多様性と共に自然を相手に営まれる農山村の本来的な多様性もズームアップしている。その結果、長く続いた都市志向に代わって、むしろ歴史的に涵養されてきた地域特性や文化が、農山村のアイデンティティとして重視されつつある。

多様性の潮流は、市場経済においても規格大量生産(フォーディズム)に代わって消費者の多様な嗜好にますます特化したニッチ市場の拡大として現れている(河村 [18])。IT革命によって多品目少量生産が可能となっただけでなく、小規模生産であっても多様な特殊ニーズと結びつくことが可能となってきた。こうして「市場の復権」は確かに国際的な価格競争を熾烈にしているが、情報化による「心の渇き」が一段と農林業への関心を高める中で、産直や直売所、定年帰農など新しい息吹も農山村に生じている。それらは「総生産量」からは取るにた然なくても、農山村にとってはもはや国に多くを頼れない時代における1つの活路となっている。

2) 多様性と主体性

科学の世界でも、「人々の自然観の基礎的概念を打ち立てるべき物理学の目標が、統一的原理の探求から、多様性発現の論理の追求へと移りつつある」(池内 [10: まえがき])。そして、21世紀は生物学の時代といわれる。生物のゲノムには、40億年の生物の歴史が刻み込まれている。それは生物が常に過去を保存しながら環境に適應して進化してきたからである。同じ種ですら限りなく多様なのは、住む環境が異なるからである。多様性は生物の生き残りのための基本戦略なのである。

社会の見方についても、20世紀の機械論的世界観ではなく生命論的世界観が提起されている(日本総合研究所編 [34])。市民という概念は、原子との類比から物理学が描く「普遍性」や「法則的必然」の権威と威光を背後にチラつかせていた。しかし、人間社会は、古いものを一旦壊して全く新しく構築するような機械的關係なのであろうか。

「新しい社会はそれが古い社会から継承したもののいっさいを全面的に破壊していくのではなく、過去の遺産を自らに有利なように選択的に適應させながら進んでいった」(ホブズボーム [6: 26]) とホブズボームは言う。「前工業的、前資本主義的な過去から継承してきた人間関係」。「われわれが今ようやく知ることができるようになったことであるが、近代社会はまさしくこの人間関係の構造によって機能することができた」(同: 19) と。

また、「翻訳的適應」という魅力的な概念を提起する前川啓治は、「日本も含めて多くの非西洋社会では、『近代』は『伝統』と歴史的に接合=節合(articulate)しながら変容しつつづけている」(前川 [25: 8]) と言う。「この過程を多くの人がごく最近まで、欧米的な意味での『近代化』の過程と勘違いしてきた」(同) のである。いかなる社会も「第一義的にはその社会内部の価値にもとづいて行動している。そして、その延長上で、外部からの包摂的な事象や制度に対して、内部の手持ちの類似の概念で『置き換えて』理解している。つまり、『翻訳=読み換え』的な変換を行って理解し、取り入れるのである」(同: 6) と。

人間社会も生物のように環境変化に対して自らの遺伝子の中から選択し、それを変容させて適應を図ると考えると、ムラに対する見方も変わらざるを得ないだろう。そもそも、私たちは自分たちの伝統や文化から自由になることは無理である(註14)。文化とは「伝統のくりかえしの、創造的な再解釈の試み」(平子・清 [46: 42])なのであって、そこで問われるべきは、環境変化に創造的に立ち向かっていく主体性なのである。そして、主体性の発揮の仕方は、それぞれの伝統や文化、そして置かれた環境の違いによって多様なのである。

実際、過疎化したムラ、混住化のムラ、平坦部のムラなどに分類して比較すれば、そこに一定の傾向や相関は確かにあるだろう。しかし、条件は異なっている、究極的にはそのムラの人たちがどういった関係を主体的に作ってきたかであって、その有り様はやはり様々なのである(註15)。だから、過疎だから、都市近郊だからと一律に論ずることは、そこに住む人たちの主体性を蔑ろにする危険性がある。実際、似たような条件の隣り合ったムラでさえ、その「ムラ風」はしばしば異なっているのである。

だから、人間がたとえ子供であっても、障害があっても、高齢であっても、生きるという主体性を持った存在として尊重されなければならないように、ムラもそこに生きる人たちが作る関係として、1つ1つのムラの主体性が尊重されるべきなのである。

3) 「預かりもの」という生き方

そうしたムラに対して法人化という提案がされている(梶井 [14])。それは相も変わらず、「総生産量」の立場から「農業生産力高度化」にムラを動員することを主眼

としたものである。しかし、先に述べたように、ムラは天災が頻発するという風土ゆえの切実さから「生活保障」を第一義としているのであって、その延長線上に農業生産や市場対応の共同性を発達させたとしても、都市への食料供給とか、環境保全とかを「本来の役割」としたものでなかった。実際、ムラには兼業農家もいれば、非農家が含まれる場合もある。農業生産だけでムラの生活が成り立っているわけではない。われわれはまず、こうしたありのままのムラを受け入れるところから、新しい意味を問わねばならないだろう。

むしろ、目を向けるべきなのは、わが国の社会全体が生産第一の時代から生活のあり方を問い直す時代を迎えていることである。企業が労働者の生活までも丸抱えにする社会主義は崩れている。国家・地方財政は債務漬けで公的社会保障は後退が予想される。厳しい市場競争は農業に限ったことではなく、都市における均一な生活様式や「中流意識」にも明瞭にかげりが生じている。少子高齢化が社会のテンポを変え、環境主義の流れが生活スタイルの変革を不可避的に迫っている。

こうした社会の構造変化の中で、都市に対して遅れたものとされてきた農村における生活のあり方が見直されることになるだろう。循環型社会を想定したとき、都市住民が享受してきた「自分の勝手」はもはや許されない。ゴミの分別一つとっても、そこでは新たな「共同態規制」が不可欠である。これからは、いかに環境に配慮した永続性のある社会システムを作り上げるかが1つの焦点となる。そのときに、水利や入会のルールをはじめとしてムラに培われてきた人間関係は、日本社会にとって貴重な遺産となるのではないか。ムラを「農業的永続土着社会」と呼ぶ川口諦は、「農村生活の諸規範は、ムラびとたちの対自然的、対人間的な付き合い方の知恵の宝庫」（川口〔16:19〕）であると述べている。

また、宇佐美繁は、「ムラレベルでの土地保全の思想」を『「一世代預り」的所有権』と呼んでいる（宇佐美〔62:147〕）。それは兼業農家であっても、「土地所有は一代限りではない。自分の代はたまたま他産業に就いているだけ」で、その期間に限っては他の農家に管理・耕作してもらい、次世代へ継承させていくことを規範とした限定付きの所有権である。つまり、「預かりもの」だから、兼業していても粗末にできないのである。こうした心情は、言うまでもなくフロー中心の資本主義の論理に不適合であったから、これまで「封建的」「家父長制的」として農業経済学者、農業経営学者から徹底的に批判されてきたものである（註16）。

しかし、ムラはこうした心情に基づく生き方を担保として、有機体における「恒常性維持」（ホメオスタシス）に類比される「永続性」を保ってきたとすれば、その評価も改めなければならないだろう。環境破壊をくい止め、次世代にどう譲り渡していくかが問われている今日の状

況において、もっとも困難な課題は「自分のものをどうしようとする勝手」という「私有」思想の暴走をいかにくい止めるかだからである。その時に、ムラの「預かりもの」という生き方は、農家、非農家の混住が進む農村はもちろん、その他一般の地域に対しても重要な示唆を含む生活規範として「肯定的意味合い」を持つのではないか。

現実には、多くのムラで引き継ぐべき後継者が失われ、耕作放棄が進んでいる。したがって、譲り渡す相手はムラの中だけで考えられないかもしれない。しかし、環境問題に境界はなく、今や様々なネットワークを通じて、より広い人間関係の構築が可能な時代でもある。一番の問題は、ムラで暮らす人たちが自分たちの受け継いだ生き方に自信を持って自尊心を失いかけていることではないのか。だから今重要なことは、ムラの「預かりもの」という生き方にもう一度誇りを持つことではないか。行政主導システムが崩れ、輸入農産物が増え、兼業条件が悪化するといったひびきわ厳しい環境のもとで、究極的には1つ1つのムラがいかに主体性を発揮するかにかかっているのだから。

おわりに

戦後のムラ論から得られる教訓は、研究者が外から持ち込んだ理論や法則で理解できるほど、現実のムラは生やさしい存在ではなかったということである。かつて権勢を誇った理論や法則のいずれもが今や大きく揺らいでいる。私たちはもっと謙虚になって、ムラに対して軽々しく「封建的」「家父長制的」と言うことは控え、そこに生きている人間関係の「意味づけ」に対して解釈学的にアプローチする必要がある。「これを悪として考えることをやめにし共同体のもっているよい点を伸ばし、悪い点があれば、それをみんなで話し合っただけでなくおしていく」（守田〔30:207〕）という守田志郎の提起は、今なお貴重である。

人は生活のために働くのであって、生産のために生活しているのではない。ムラにとって農業生産は生活を支える重要な部分であるが全部ではない。農業生産の共同性からムラを説こうとした議論の陥穽は、ここにある。日本のムラは、天災の頻発するという風土ゆえの切実さから「生活保障」の関係として生きている。その関係の強弱は、ムラの人たちの置かれた環境によって多様であるが、ムラがそこに生きる人によって作られる関係である限り、その主体性が尊重される必要がある。

公的社会保障が後退し、自己責任が強調されるリスクの高い社会へ向かって、地域コミュニティは、どこにおいてもセーフティネットとしての役割を今まで以上に強く期待されている。またそれ以上に、循環型社会の単位として居住地域における共同性こそが自然との共生が課題となる21世紀の焦点となっていくだろう。そのときに、ムラに培われてきた人間関係の再評価が不可欠

であるというのが、本報告の1つの問題提起である。

その一方でムラは、権力に刃向かうのではなく従順に従うことを通じて利益を得る戦略を身につけてきた結果として、総力戦体制に始まる行政主導の国家システムにも役場や農協を介して深く取り込まれてきた。グローバル化と言われる今日、ムラが直面している危機の1つは、この行政主導システムが崩れつつあることである。そこではもはや行政や与党にしがみつかりよりも、自分たちのムラの生活、文化、伝統を見直して、広く都市住民や世界とネットワークを結ぶことの方に活路があるのかもしれない。そのためにも、1つ1つのムラが主体性をもって自らの「ムラ風」を変えていかねばならない。

18世紀後半、打ち続く凶作の中で悪党・盗賊の来襲に苦しんだ村々は、領主の支配領域を超えて寄り合い、「生活・生命防衛上の重要課題」を審議して「郡中議定」を定め、村連合として対応を計る（久留島〔21: 72～75〕）。「領主権力があてにならないという状況」（〔同: 96〕）にあって、自らの村を守るためである。久留島浩はそれを「村の主体性という観点」から「村が政治的課題を明確にしつつ自主的解決能力・行政的能力を高めていく過程」（〔同: 105〕）であったとする。また、階層分解と農間余業の発達によって、「村では生産の共同性よりも生活の共同性がつよく求められ」（〔同: 106〕）ていたと述べている。

現在の大きな環境変化に適應していくためには、ムラが連合して力を合わせることがやはり必要なだろう。その時、ムラは「生活保障」の単位であるという自覚に立って、「預かりもの」という生き方を1つの結集軸として情報発信していく必要があるのではないだろうか。

〔註1〕 1999年度のシンポジウムにおいて岩本純明が問題とした「現代システム」は、これに重なり合う。関連して玉〔52〕を参照。

〔註2〕 ストレンジ〔45〕（終章「ピノキオ問題とその他の結論」）を参照。

〔註3〕 これは、日本共産党内の路線論争の影響を受けた結果であった。上田〔61〕、及び玉〔48: 第5章〕を参照。ちなみに、「農地改革をめぐって」をテーマとした日本農業経済学会の1953年度大会（『農業経済研究』第25巻2・3合併号、1954年）でも「地主的農地改革」論が支配的であった。

〔註4〕 この錯誤に対して真摯な反省を行うことで独自の小農論を構築していったのは、むしろ農地改革に対する的確な分析と評価ゆえに集中的な個人攻撃を受けた栗原百寿であった。玉〔48: 第7章〕参照。こうした人がいたおかげで、私たちは社会科学に絶望しないでいられるのである。

〔註5〕 たとえば、佐伯尚美は「最近の守田氏の議論は反技術、反近代の思想一氏のいう『拒絶の論理』」にみちみちている。こうした発想に立って、具体的には輪作体系の重視、堆肥投入の増加、自給農産物の拡大などの形で、自然の循環にあわせた技術、経営にたちもどるべきだというのが、氏の主張の骨子である。これは自然主義的ロマンチズムに立った農法

論であり、最近一部に流行をみている有機農法思想とも、一脈相通するものをもつ」（佐伯〔40: 15〕）と述べていた。

〔註6〕 ムラを「封建的」「前近代的」とする議論が依拠しているのは、「過去に対する現在の優越の主張」である進歩主義と、その「優越」に依拠する啓蒙主義である。そして、「前衛」という言葉が象徴するように、この進歩主義、啓蒙主義のチャンピオンは「科学的社会主義」の議論であった。

〔註7〕 もちろん、注目すべき研究はある。紙幅の関係で記せないが、特に地域農林経済学会には多い。

〔註8〕 個人主義についてはマクファーレン〔25〕、家族については、ラスレット・斎藤〔39〕、トッド〔58〕などを参照。

〔註9〕 こうした農業者の自然への関心と経験的知識の集積については、徳永〔59〕を参照。

〔註10〕 「多面的機能」をはじめ、「機能」という議論が盛んであるが、それは農村に生きる人たちの人間関係のあり方を飛び越えて農村やムラを概念として一般化する危険がある。

〔註11〕 戦時農政のシンクタンクとして組織されたのが日滿農政研究会である。その専門委員には東畑精一、神谷慶治、大谷省三、岩片磯雄、篠原泰三などが含まれ、東京側の幹事は和田博雄と近藤康男であった（玉〔49〕〔50〕）。

〔註12〕 「これまでの社会科学の分析枠組みが、国民（主権）国家や発展主義を自明の前提としていたことが問い直されなければならない」（石田〔12: 199〕）。

〔註13〕 国家が行政機構を総動員して進めた分村移住計画においても、ムラを割るような事例はほとんどなかったことについては、池上〔9〕、玉〔51〕を参照。また、構造改善事業とムラについては、梶井〔14〕を参照。

〔註14〕 「日本という日本語を使う場所に生まれ、そして育てられることから、日本人は日本文化の中で自己を形成してきたという事実を否定することはできない。私が納得できるのは、日本文化を頭から否定して捨てる—そんなことは不可能であり、偽りである—という態度ではなく、日本文化の中で苦しみ、そして自己と闘うことによって、その文化をより良いものに変える生き方である」（清水編〔44: 58〕）。

〔註15〕 都市化農村、混住化農村、過疎化農村の3分類によって、全国の農村の集落自治を分析した池上〔8〕は、傾向が一律でないこと、「巨大都市周辺の都市化農村でも、その活動度が予想外に高く、混住化が一律に集落自治を弱めているとはいえない」（〔同: 44〕）としている。

〔註16〕 「農村は特に封建的だと、都市の人々やインテリなどにまでいわれ通ってきて、農村の人々は素朴にそれを信じ、『封建的』と思われるものを取り除こうと努力してきた」が、「家の存続ということになると、誰もそれを簡単に捨て切れまい。こういうところに農村が封建的だという非難が集中して、農村の人々を苦しめている」（有賀〔3: 30〕）。そうした農村への非難は30年経った今日でも、変わるところがない（酒井〔42〕）。

〈付記〉 本稿脱稿後に、沼田誠「家と村の歴史的位相」日本経済評論社（2001）の惠贈を得た。内容的に本稿と重なる部分が多いことに気づかされたが、参照し得なかったことを付記する。

引用・参考文献

- 1) 安達生恒『むらの再生』日本経済評論社、1979。
- 2) 有賀喜左衛門『有賀喜左衛門著作集』第10巻、未来社、1971。
- 3) 有賀喜左衛門『有賀喜左衛門著作集』第11巻、未来社、

- 1971.
- (4) 有賀喜左衛門・中野卓編『文明・文化・文学』御茶の水書房, 1980.
- (5) 阪神復興支援NPO編『真野まちづくりと震災からの復興』自治体研究社, 1995.
- (6) ホブズボーム, エリック『20世紀の歴史』(河合秀和訳)三省堂, 1996.
- (7) 池田清彦『科学はどこまでいくのか』筑摩書房, 1995.
- (8) 池上甲一「農村の変容と農村地域社会形成の原理」『農林業問題研究』第100号, 1990.
- (9) 池上甲一「『満洲』分村移民の論理と背景」『村落社会研究』第1巻, 第2号, 1995.
- (10) 池内了「転換の時代に」岩波書店, 1996.
- (11) 今枝法之「溶解する近代」世界思想社, 2000.
- (12) 石田雄「社会科学再考」東京大学出版会, 1995.
- (13) 梶井功「集落農業制の現段階的意義」日本農業研究所編『いえとむらの農政学』農山漁村文化協会, 1993.
- (14) 梶井功「農政と集落」『農業研究』第7号, 1994.
- (15) 河田恵昭「都市大災害: 阪神・淡路大震災に学ぶ」近未来社, 1995.
- (16) 川口謙「家と村」農山漁村文化協会, 1995.
- (17) 川本彰「むらの領域と農業」家の光協会, 1983.
- (18) 河村能夫「地域農林業・農村の変貌と活性化の課題」『農林業問題研究』第105号, 1991.
- (19) 加用信文「食糧の供出と農業」『食糧管理史総論Ⅱ』食糧庁, 1969.
- (20) きだみのる『日本文化の根底に潜むもの』大日本雄弁会講談社, 1957.
- (21) 久留島浩「百姓と村の変質」『岩波講座日本通史』第15巻, 岩波書店, 1995.
- (22) 近藤康男「転換期の農業問題」日本評論社, 1939.
- (23) 近藤康男編『むらの構造』東京大学出版会, 1955.
- (24) マクファーレン, アラン『イギリス個人主義の起源』(酒田利夫訳) リプロポート, 1990.
- (25) 前川啓治『開発の人類学』新曜社, 2000.
- (26) 松岡昌則「現代における農民生活の個別化とイエ・ムラ」『社会学年報(東北大学)』第23号, 1994.
- (27) 宮崎俊行「法学における村落研究の動向」『村落社会研究』第19集, 1983.
- (28) 守田志郎『村落組織と農協』家の光協会, 1967.
- (29) 守田志郎『部落』農政調査委員会, 1972.
- (30) 守田志郎『農家と語る農業論』農山漁村文化協会, 1974.
- (31) 村上泰亮『反古典の政治経済学(上)』中央公論社, 1992.
- (32) 中野卓「『むら』の解体(共通課題)の論点をめぐってⅡ」『村落社会研究』第2集, 1966.
- (33) 西山甲一『むらの実態と生活構造』楽游書房, 1977.
- (34) 日本総合研究所編『生命論パラダイムの時代』第三文明社, 1998.
- (35) 野口悠紀雄『1940年体制』東洋経済新報社, 1995.
- (36) 乗本吉郎『ムラとイエと農』三一書房, 1981.
- (37) 大塚久雄『共同体の基礎理論』岩波書店, 1955.
- (38) ラスレット, ビーター・斎藤修編『家族と人口の歴史社会学』リプロポート, 1988.
- (39) ロバートソン, ローランド『グローバリゼーション』(阿部美哉訳) 東京大学出版会, 1997.
- (40) 佐伯尚美『現代農業と農民』東京大学出版会, 1976.
- (41) 斎藤仁『農業問題の展開と自治村落』日本経済評論社, 1989.
- (42) 酒井淳一「継承と参入問題生成の背景」酒井淳一他『農業と継承と参入』農山漁村文化協会, 1998.
- (43) 坂本慶一「農政の転換と農業再生の条件」柏祐賢・坂本慶一編『戦後農政の再検討』ミネルヴァ書房, 1978.
- (44) 清水博編『場と共創』NTT出版, 2000.
- (45) ストレンジ, スーザン『国家の退場』(櫻井公人訳) 岩波書店, 1998.
- (46) 平子友長・清真人「インタビュー: 『解釈学と近代日本のアイデンティティ要求』にむけて」『共同探求通信』第11号, 1998.
- (47) 玉真之介「農家と農地の経済学」農山漁村文化協会, 1994.
- (48) 玉真之介『日本小農論の系譜』農山漁村文化協会, 1995.
- (49) 玉真之介「農業経済学はポストモダニズムをどう受け止めるべきか」『農業問題研究』第44号, 1997.
- (50) 玉真之介「戦時農政の転換と日満農政研究会」『村落社会研究』第4巻, 第2号, 1998.
- (51) 玉真之介「総力戦下の『ブロック内食糧自給構想』と満洲農業移民」『歴史学研究』第729号, 1999.
- (52) 玉真之介「戦後農政史をめぐる諸論点」『農業史研究』第34号, 2000.
- (53) 玉真之介「デフレ時代の日本農政: 新基本法の歴史的位位置」『日本の科学者』第35巻, 第11号, 2000.
- (54) 玉真之介「グローバリゼーションと農業・農村・農家の意味」*Ugasi Discussion Paper*, No. 8, 2001.
- (55) 玉城哲『風土の経済学』新評論, 1976.
- (56) 玉城哲「むら=共同体論の転相」玉城ほか『むらは現代に生かせるか』農山漁村文化協会, 1979.
- (57) 寺田寅彦『日本人の自然観』(岩波講座東洋思潮), 岩波書店, 1935.
- (58) トッド, エマニュエル『新ヨーロッパ大全』(石川晴巳訳) 藤原書店, 1992.
- (59) 徳永光俊「コスモスとしての日本農法」田中耕司編『講座人間と環境3 自然と結ぶ』昭和堂, 2000.
- (60) 内山政照ほか「根源からの出発」玉城ほか『むらは現代に生かせるか』農山漁村文化協会, 1979.
- (61) 上田耕一郎『戦後革命論争史』上下, 大月書店, 1956.
- (62) 宇佐美繁「集团的土地利用・土地管理主体論によせて」『経営複合化と土地管理主体』農業総合研究所(研究資料11), 1983.
- (63) 鷺田清一「所有と固有」大庭健・鷺田清一編『所有のエチカ』ナカニシヤ出版, 2000.
- (64) 綿谷赴夫「農政の展開と村」『村落社会研究』第19集, 1983.
- (65) 山之内靖ほか『総力戦と現代化』柏書房, 1995.
- (66) 山之内靖「総力戦・国民国家・システム社会」『現代思想』第24巻, 第7号, 1996.